(2) 法人の場合

区 分	課	税	制	度
I 一般の課税方式	譲渡収入- (帳簿価額+譲渡譲渡利益=譲渡所得	費用)=譲渡利	<u></u> 益	
Ⅱ 土地の譲渡益に対する課税	議(注) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (4) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	様 7和 除売する譲, か生一 +人 経 税 和 除で 譲体再 譲許すい 敷も点 での一い のののののののののののののののののののののののののののののののののの	含まれる。 ヨまでの間の譲渡渡いいる。根において、大生ののには、大生ののには、大生ののには、大生ののには、大生ののには、大生ののには、大生ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性ののには、大性のに、大性のに、大性のに、大性のに、大性のに、大性のに、大性のに、大性のに	益に土地等の譲渡益等と認めら 明卸資産に該当するものの譲 そのうち、国、地方公共団体、 の優良な住宅地開発事業等の の場合に軽減税率の対象とな 連渡益(課税所得) 計算し、各事業年度の所得と 記を認める。
	事業参加者から取得 (ヌ) 土地等の贈与によ ロ 課税標準 (1)のロに同じ			対する寄附に該当するもの

税 制 度 の 概 要(続)

	Д		= H	1 14	Ærl	莊
区 Ⅲ 特別控除及乙 例 (1) 収用換地等		譲渡利益(ロ) ただし,地処分等に		税所得 日から原則とし 産を取得する場	合には、上記の調	度 学資産を取得する場合又は換 関税の特例と圧縮記帳による
(2) 特定土地区画整理事業等 のために土地等を譲渡した 場合		(イ) 国, 地方 第一都市計画 (ハ) 第一都計画 (ハ) 第一部 (ハ) 第一部 (ハ) 第一部 (ハ) 第二十二 (木) 境合 (ハ) 場合 (ト) 場合 (ト) 場合 (チ) 合	公共団体等が都に 地再開発事業又 法の規定にされま 前に設立業のれた。 整備事設立さする。 財、史跡、区とし に係る土地を保 に係る土地を保 に進事業の実	市計画事業としては防災衛区整備調き、第一種所発生を開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	で行う土地区画整 事業等のために買 地再開発事業の事 合に買い取られる が、当該防災(取ら を 組合に買い財の を 国立公園及び国 と 地を国又は地方公 めに国又は地方公 域内の農地等が地	手業予定地内の土地等が,事場合 「整備事業の都市計画法によ
	(注)特定土地 事業の用	地として二以上の	序の用に供するた O年にわたって当	上地等を譲渡した	渡した場合において,同一 ときは,これらの譲渡のう 寺別控除は適用しない。	
(3) 特定住宅地等合	也造成事業等の等を譲渡した場	(ロ) のれの者「土 (お)、整 等等「のる」に買 人 又 収土る平宅に公等空道の定行買心心め観め取市行定一のれの者「土 (お)、整 等等「のる」に買 人 又 で が で い が の い で で が が い で で が が い で で が い で で が い で で が い で が い で が い で が い で が い で が い で が い で が い で が い で で が い で で が い で が い で が い で が い で が い で が い で で で で	慣に充てられる。はなどでは、 は公常住宅法のでは、 は公常住宅法のでは、 は公常住宅法のでは、 は公常住宅法のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	土地等、住宅地は 現定による 2年12月31日 1 1 1 1 2年12月31日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区改良活の改良によるという。 という はいい はい	買い取られる場合 主建設のための改良地区外 り地方公共団体に買い取ら き許可を受けて行われる事業 に基づき地方公共団体等に が、地方公共団体の が、地方公共団体の が、地方公共団体の が、地方公共団体 はずるために、これらの者に はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずるために、これらの者に はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 はずる土地等が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、地方公共団体 が、これらの者に が、地方公共団体 が、の、の、一、の、一、の、一、の、一、の、一、の、一、の、一、の、一、の、一、

業の用に供するために買い取られる場合

等を買い取られる場合

(ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成 した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地

X 分 税 制 度 (3) 特定住宅地造成事業等の (ワ) 「商店街活性化法」の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定 ために土地等を譲渡した場 商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業、「中心市街地活性化法」の 中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の 合 (続) 出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合 (カ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡 した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法の他の事業者との事業の共同化若し くは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を 満たすもののために土地等を買い取られる場合 (ヨ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合し て行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国 又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町 村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合 (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人 等に土地等を買い取られる場合 (レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施 設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られる場 (ソ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ツ) 「国土利用計画法 | による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場合 (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事 項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地 方公共団体等に買い取られる場合 (ナ) 土地区画整理促進区域内, 住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買 取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土 地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合 (ラ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが 困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき (ム) 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、保留地が定められた場合に、土地等 に係る権利変換により土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡をしたとき (ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、土地等に 係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる (ヰ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該 当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマン ション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基 づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき。 (ノ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指 定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別 保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に 買い取られる場合 (オ) 都道府県立自然公園特別地域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場 合 (ク) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地を農地中 間管理機構に譲渡した場合 譲渡利益-1.500万円=課税所得 (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において,同一事 業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、 最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。 (4) 農地保有の合理化のため (イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有 に農地等を譲渡した場合 の合理化に資するため農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地等を譲 渡した場合 (ロ) 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農 用地区域内の土地等を譲渡した場合 (ハ) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」 の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合 (二) 「林業経営基盤強化法」の規定による都道府県知事のあっせんにより、認定を受けた

者に山林を譲渡した場合
○ 譲渡利益-800万円=課税所得

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分		課	税	制	度
(5) 平成21・22年に取得した 土地等を譲渡した場合	に当該土地等	月1日から平成 を譲渡した場合 -1,000万円=誤		での間に土地等を呼	取得し,5年超所有した後
(6) 資産の譲渡に係る特別控 除額の特例	(1)~(5)の場へ	合に適用される	特別控除額は,	年間5,000万円を限	度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	きは、(1) (i) 下を下区譲年でなも買内既航過土既危換所を下区譲年でなも買内既航過土既危換所を下区譲年でなも買内既航過土既危換所を有取をできる。)のの業特。1記産積街騒域が街集間し	帳は令買と別の施買へ買買年定年帳が部地音の土地市に令買換年也等設換の換換度の前の土分等障外地等する。3.31年と三間え買ええに場に対地にの害かの(地の月又種区の換えるに対地にの害かの(地の大きのでは、 取すあ圧らのへ的におのまる、前共と活、75、 産税 得るる縮外内のか類け	繰で圧次に用な環集%集の務しこ場記へか買つする あべの割区定行たの地 地得長 資がにの買外え率区災 土地の割び空場区整域 域 がの 産では対換へ 的域街 地がの 産では対換へ 的域街 地等の とり なき区 等した しょう	(昭45.4.1から令え)。 (昭45.4.1から令え)。 でれ次のとおり。 る場合の買換え:7 見航空機騒音対策特別 における航空機騒音が 関する法律の第二程 である、 であるには、3年 になるには、3年 になるには、3年 になるには、3年 になるには、3年 になるには、3年 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 になるには、3年 になる。 にな。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな	別措置法の航空機騒音障害 こよる障害の防止等に関す
(8) 特定の交換分合の場合	により土地 (ロ) 集落地域 (ハ) 農住組合	等を交換した場 整備法の規定に	合 よる交換分合に 組合法の規定に	より土地等を交換し	分合又は協定関連交換分合 した場合) 土地等を交換した場合
(9) 普通財産とその隣接する 土地等の交換の場合	地等とを交換			医の土地等(特定普)	通財産)とその隣接する土
(10) 平成21・22年に土地等の 先行取得をした場合	ける旨の届出 地等を譲渡し ことにより,	書を提出してい たときの譲渡益	る場合において については,先 22年に取得した	、取得をした後10年 行して取得した土地 土地等のみを本特付	取得し,本特例の適用を受 年以内に,所有する他の土 地等の帳簿価額を圧縮する 例の適用対象とする場合に
(11) 一般の交換の場合	ために取得し 価額の差額が		定資産)と交換		以上保有し,かつ,交換の した場合で,かつ,双方の